

令和6年度小松市予算書

(2024年度)

一般会計

特別会計

国民健康保険事業

介護保険事業

公債管理

産業団地事業

後期高齢者医療

企業会計

水道事業

下水道事業

国民健康保険小松市民病院事業

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第2号	令和6年度小松市一般会計予算	1
議案第3号	令和6年度小松市国民健康保険事業特別会計予算	15
議案第4号	令和6年度小松市介護保険事業特別会計予算	19
議案第5号	令和6年度小松市公債管理特別会計予算	23
議案第6号	令和6年度小松市産業団地事業特別会計予算	27
議案第7号	令和6年度小松市後期高齢者医療特別会計予算	31
議案第8号	令和6年度小松市水道事業会計予算	35
議案第9号	令和6年度小松市下水道事業会計予算	39
議案第10号	令和6年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算	43

議案第2号

令和6年度小松市一般会計予算

令和6年度小松市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,650,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 市税		16,470,000
	1 市民税	7,320,000
	2 固定資産税	7,050,000
	3 軽自動車税	350,000
	4 市たばこ税	740,000
	5 入湯税	45,000
	6 都市計画税	965,000
2 地方譲与税		378,000
	1 地方揮発油譲与税	80,000
	2 自動車重量譲与税	251,000
	3 森林環境譲与税	42,000
	4 航空機燃料譲与税	5,000
3 利子割交付金		9,000
	1 利子割交付金	9,000
4 配当割交付金		79,000
	1 配当割交付金	79,000
5 株式等譲渡所得割交付金		112,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	112,000
6 法人事業税交付金		274,000
	1 法人事業税交付金	274,000
7 地方消費税交付金		2,871,000
	1 地方消費税交付金	2,871,000
8 ゴルフ場利用税交付金		58,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	58,000
9 環境性能割交付金		53,000
	1 環境性能割交付金	53,000

款	項	金 額
		千円
10	国有提供施設等所在市助成交付金	305,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	305,000
11	地方特例交付金	615,000
	1 地方特例交付金	600,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,000
12	地方交付税	8,300,000
	1 地方交付税	8,300,000
13	交通安全対策特別交付金	11,000
	1 交通安全対策特別交付金	11,000
14	分担金及び負担金	114,847
	1 分担金	19,965
	2 負担金	94,882
15	使用料及び手数料	691,542
	1 使用料	385,903
	2 手数料	305,639
16	国庫支出金	9,354,636
	1 国庫負担金	5,897,176
	2 国庫補助金	3,401,776
	3 国庫委託金	55,684
17	県支出金	3,886,068
	1 県負担金	2,621,788
	2 県補助金	1,049,963
	3 県委託金	214,317
18	財産収入	150,626
	1 財産運用収入	58,696
	2 財産売払収入	91,930

款	項	金 額
19	寄附金	千円 312,402
	1 寄附金	312,402
20	繰入金	2,392,236
	1 基金繰入金	2,341,715
	2 特別会計繰入金	50,521
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	666,442
	1 延滞金, 加算金及び過料	20,004
	2 預金利子	6
	3 貸付金元利収入	176,631
	4 雑入	457,301
	5 受託事業収入	12,500
23	市債	4,546,200
	1 市債	4,546,200
	歳 入 合 計	51,650,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 362,512
	1 議会費	362,512
2 総務費		4,150,098
	1 総務管理費	3,450,825
	2 徴税費	385,908
	3 戸籍住民基本台帳費	209,911
	4 選挙費	61,367
	5 統計調査費	6,695
	6 監査委員費	35,392
3 民生費		19,422,837
	1 社会福祉費	8,618,622
	2 児童福祉費	9,920,800
	3 生活保護費	882,503
	4 災害救助費	912
4 衛生費		2,892,971
	1 保健衛生費	1,034,315
	2 環境対策費	1,237,120
	3 水道費	38,107
	4 病院費	583,429
5 労働費		30,420
	1 労働諸費	30,420
6 農林水産業費		1,151,412
	1 農業費	807,149
	2 林業費	324,852
	3 水産業費	19,411
7 商工費		2,011,704

款	項	金額
		千円
	1 商工費	2,011,704
8	土木費	6,132,747
	1 土木管理費	107,900
	2 道路橋りょう費	1,947,069
	3 河川費	282,017
	4 都市計画費	1,072,704
	5 下水道費	2,022,550
	6 飛行場費	481,837
	7 住宅費	218,670
9	消防費	1,752,480
	1 消防費	1,752,480
10	教育費	8,160,219
	1 教育総務費	1,058,445
	2 小学校費	980,763
	3 中学校費	755,580
	4 高等学校費	501,613
	5 社会教育費	1,304,981
	6 保健体育費	2,250,108
	7 大学費	1,308,729
11	災害復旧費	155,500
	1 公共土木施設災害復旧費	65,600
	2 農林水産施設災害復旧費	89,900
12	公債費	5,417,100
	1 公債費	5,417,100
13	予備費	10,000
	1 予備費	10,000

款	項	金 額
		千円
歳 出 合 計		51,650,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
小松加賀斎場運営費負担金	令和7年度	6,046
橋りょう改修等整備費	自 令和7年度 至 令和10年度	800,000
高機能消防指令システム整備費	令和7年度	420,000
小学校校舎等改修費	令和7年度	202,900
末広体育館改修費	令和7年度	364,000

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
未来型図書館 づくり推進費	18,100	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	借入先の融資 条件による。 ただし、財政 の状況により 償還年限を短 縮し、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。
公有財産管理費	14,100			
まちづくり交流センター 運営費	2,000			
芸術劇場管理運営費	10,100			
庁舎管理費	41,600			
市民交流プラザ 管理運営費	1,500			
市民センター改修費	226,900			
土地開発公社 健全化促進費	90,000			
小松サン・アビリティーズ 整備費	291,500			
私立こども園等整備費	334,500			
公立こども園等整備費	6,400			
児童センター施設整備費	7,000			
墓地公園管理費	8,100			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理対策費	45,400	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
せせらぎの郷管理運営費	7,200			
土地改良費	37,100			
排水機場維持管理費	5,300			
里山自然学校こまつ滝ヶ原環境整備費	400			
県営土地改良費	86,100			
水利施設改修費	700			
農業振興費	3,600			
農地費	14,900			
憩いの森管理運営費	600			
西俣キャンプ場管理運営費	9,200			
林道整備費	23,800			
林道管理費	5,500			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営広域基幹林道整備費	53,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
林業振興費	500			
漁港施設維持管理費	700			
スキー場整備費	123,300			
道路橋りょう整備費	735,100			
県営道路改良舗装費	10,900			
除雪機械購入費	9,000			
都市排水路整備費	173,700			
小松駅ターミナルプラン推進費	19,800			
栗津駅周辺整備費	144,900			
北陸新幹線建設推進費	27,000			
県営街路整備費	52,600			
公園施設リニューアル費	42,100			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小松駅東地区 複合ビル整備費	126,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	借入先の融資 条件による。 ただし、財政 の状況により 償還年限を短 縮し、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。
学習等供用施設整備費	16,500			
基地周辺道路整備費	48,300			
航空プラザ管理運営費	1,300			
市営住宅等管理費	28,700			
市営住宅等住戸改善費	40,000			
消防署・所施設整備費	16,900			
消防救急デジタル 無線整備費	32,800			
消防団活動装備強化費	6,000			
消防団活動拠点 施設整備費	4,700			
高機能消防指令 システム整備費	184,000			
常備消防費	7,200			
高機能消防ポンプ車 購入費	47,800			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防団ポンプ車購入費	23,600	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
急傾斜地崩壊対策費	700			
中消防署西出張所整備費	6,900			
教育研究センター 管理運営費	100			
小学校校舎等改修費	193,500			
中学校校舎等改修費	124,300			
松陽中学校整備費	109,300			
市立高校管理運営費	700			
市立高校改修費	15,800			
ひとつものづくり科学館 管理運営費	12,600			
文化財保存管理費	2,000			
埋蔵文化財センター 管理運営費	800			
図書館管理運営費	300			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本陣記念美術館 管理運営費	51,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
放課後児童クラブ 施設整備費	27,900			
里山自然学校大杉みどりの 里管理運営費	400			
宮本三郎美術館 管理運営費	5,500			
尾小屋鉦山資料館周辺 持続活性化事業費	15,400			
スポーツ施設整備費	83,700			
末広野球場改修費	49,400			
学校開放推進費	46,200			
末広体育館改修費	139,000			
臨時財政対策	236,000			
過年発生農林水産施設 災害復旧費	89,900			
過年発生道路災害復旧費	20,000			
過年発生河川水路 災害復旧費	45,600			
計	4,546,200			

議案第3号

令和6年度小松市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度小松市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,992,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,704,400
	1 国民健康保険税	1,704,400
2	国庫支出金	1
	1 国庫補助金	1
3	県支出金	6,491,701
	1 県補助金	6,491,700
	2 財政安定化基金交付金	1
4	財産収入	38
	1 財産運用収入	38
5	繰入金	758,882
	1 一般会計繰入金	659,200
	2 基金繰入金	99,682
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	37,877
	1 延滞金, 加算金及び過料	21,002
	2 雑入	16,875
	歳 入 合 計	8,992,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	150,860
	1 総務管理費	150,700
	2 運営協議会費	160
2	保険給付費	6,319,140
	1 療養諸費	5,440,210
	2 高額療養費	850,620
	3 移送費	110
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	7,000
	6 その他保険給付費	200
3	国民健康保険事業費納付金	2,329,949
	1 医療給付費分	1,579,879
	2 後期高齢者支援金等分	555,949
	3 介護納付金分	194,121
4	保健事業費	169,018
	1 特定健康診査等事業費	63,500
	2 保健事業費	105,518
5	基金積立金	37
	1 基金積立金	37
6	公債費	1,000
	1 公債費	1,000
7	諸支出金	22,896
	1 償還金及び還付加算金	10,501
	2 繰出金	11,735
	3 第三者行為求償事務手数料	660
	歳 出 合 計	8,992,900

議案第4号

令和6年度小松市介護保険事業特別会 計予算

令和6年度小松市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,483,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	2,303,000
	1 介護保険料	2,303,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	2,333,064
	1 国庫負担金	1,777,826
	2 国庫補助金	555,238
4	支払基金交付金	2,756,120
	1 支払基金交付金	2,756,120
5	県支出金	1,491,812
	1 県負担金	1,440,228
	2 県補助金	51,584
6	財産収入	47
	1 財産運用収入	47
7	繰入金	1,599,052
	1 一般会計繰入金	1,534,812
	2 基金繰入金	64,240
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	3
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑入	2
	歳 入 合 計	10,483,100

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	142,733
	1 総務管理費	87,433
	2 介護認定審査会費	55,300
2	保険給付費	9,901,700
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,894,200
	2 その他諸費	7,500
3	地域支援事業費	363,248
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	271,768
	2 包括的支援事業費	55,600
	3 任意事業費	35,880
4	保健福祉事業費	21,020
	1 保健福祉事業費	21,020
5	基金積立金	47
	1 基金積立金	47
6	公債費	600
	1 公債費	600
7	諸支出金	53,752
	1 償還金及び還付加算金	3,231
	2 繰出金	50,521
	歳 出 合 計	10,483,100

議案第5号

令和6年度小松市公債管理特別会計予算

令和6年度小松市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,695,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 5,416,100
	1 一般会計繰入金	5,416,100
2 市債		1,279,700
	1 市債	1,279,700
	歳入合計	6,695,800

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 6,695,800
	1 公債費	6,695,800
	歳 出 合 計	6,695,800

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理借換債	1,279,700	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	1,279,700			

議案第6号

令和6年度小松市産業団地事業特別会 計予算

令和6年度小松市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,166,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,892,101
	1 財産売却収入	1,892,101
2 借入金		7,000
	1 一般会計借入金	7,000
3 市債		1,267,399
	1 市債	1,267,399
	歳 入 合 計	3,166,500

歳 出

款	項	金 額
		千円
2	産業団地造成費	142,300
	1 団地造成費	142,300
3	公債費	3,024,200
	1 公債費	3,024,200
	歳 出 合 計	3,166,500

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地造成費	142,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
産業団地事業借換債	1,125,099			
計	1,267,399			

議案第7号

令和6年度小松市後期高齢者医療特別 会計予算

令和6年度小松市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,982,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,431,300
	1 後期高齢者医療保険料	1,431,300
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	460,434
	1 一般会計繰入金	460,434
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	90,264
	1 延滞金, 加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	1,550
	3 雑入	88,704
	歳 入 合 計	1,982,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	34,246
	1 総務管理費	34,246
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,839,046
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,839,046
3	保健事業費	107,157
	1 保健事業費	107,157
4	諸支出金	1,551
	1 償還金及び還付加算金	1,551
	歳 出 合 計	1,982,000

議案第8号

令和6年度小松市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度小松市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	46,000戸
(2) 年間総給水量	12,724,000m ³
(3) 一日平均給水量	34,860m ³
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 拡張工事費	118,700千円
(イ) 改良工事費	904,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,719,800千円
第1項 営業収益		2,391,670千円
第2項 営業外収益		328,062千円
第3項 特別利益		68千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,354,000千円
第1項 営業費用		2,266,156千円
第2項 営業外費用		84,643千円
第3項 特別損失		3,201千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,242,300千円は過年度分損益勘定留保資金57,354千円、当年度分損益勘定留保資金529,103千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,843千円、減債積立金50,000千円、建設改良積

立金230,000千円及び震災対策積立金280,000千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	304,900千円
第1項 水道負担金	124,380千円
第2項 企業債	167,700千円
第3項 固定資産売却代金	110千円
第4項 出資金	12,710千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,547,200千円
第1項 建設改良費	1,203,024千円
第2項 企業債償還金	244,176千円
第3項 投資	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
八里台加圧ポンプ場 電気設備更新費 (企業債)	令和7年度	30,000千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道 建設改良 事業	167,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	167,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 173,300千円

(2) 交際費 195千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,895千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,507千円と定める。

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄

議案第9号

令和6年度小松市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度小松市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	31,673戸
(2) 年間総有収水量	8,348,806m ³
(3) 一日平均有収水量	22,873m ³
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 未普及解消事業費	490,100千円
(イ) 水質保全事業費	572,400千円
(ウ) 地震対策事業費	70,000千円
(エ) 浸水対策事業費	502,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,812,900千円
第1項 営業収益		2,644,201千円
第2項 営業外収益		1,167,599千円
第3項 特別利益		1,100千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,001,700千円
第1項 営業費用		3,469,225千円
第2項 営業外費用		528,675千円

第3項 特別損失 3,800千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
第3期下水道施設等包括的民間委託事業	令和7年度から令和11年度まで	3,570,000千円に流入水量の変動及び物価変動に伴う額を増減した額

(資本的収入及び支出)

第5条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,495,700千円は過年度分損益勘定留保資金296,000千円，当年度分損益勘定留保資金1,110,896千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,804千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		4,335,000千円
第1項 企業債		3,325,450千円
第2項 国庫補助金		501,500千円
第3項 県補助金		71,550千円
第4項 出資金		338,440千円
第5項 固定資産売却代金		76千円
第6項 長期貸付金償還金		9,894千円
第7項 負担金		85,090千円
第8項 基金繰入金		3,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		5,830,700千円
第1項 建設改良費		1,696,273千円
第2項 企業債償還金		4,117,277千円

第3項 投資

17,150千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	953,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
流域下水道事業債	22,000			
農業集落排水事業債	91,800			
下水道事業借換債	583,750			
資本費平準化債	1,519,500			
下水道事業特例債	154,800			
計	3,325,450			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項

間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項投資に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 92,481千円

(2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は21,390千円である。

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋 勝 栄

議案第10号

令和6年度国民健康保険小松市民病院 事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		340床
(2) 入院患者数	延	84,315人
一日平均		231人
(3) 外来患者数	延	145,800人
一日平均		600人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		10,375,800千円
第1項 医業収益		9,658,968千円
第2項 医業外収益		716,832千円
	支	出
第1款 病院事業費用		10,355,800千円
第1項 医業費用		10,293,213千円
第2項 医業外費用		62,587千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額387,000千円は過年度分損益勘定留保資金

384,968千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,032千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,107,900千円
第1項 企業債	818,700千円
第2項 負担金	247,340千円
第3項 固定資産売却代金	32,560千円
第4項 補助金	9,300千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,494,900千円
第1項 建設改良費	828,000千円
第2項 企業債償還金	662,297千円
第3項 投資	4,603千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	818,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	818,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(2) 医業費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,670,471千円

(2) 交際費 250千円

(他会計からの補助金)

第9条 国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

国民健康保険調整交付金 11,735千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,241,287千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器械備品	MR I 装置	一式

令和6年2月26日提出

小松市長 宮橋勝栄